

# 文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

## ——設置年代の確定と景観的復元——

熊谷隆次

### はじめに

本稿は、文禄・慶長初期、北奥大名南部信直（二戸福岡城主）の蔵入地（直轄領）である糠部郡五戸新田村（現青森県五戸町）の支配にあたった「新田村代官所」について、設置年代の確定と景観的復元を行うことを目的とする。

豊臣政権期の南部氏を分析する上での基本史料は、一四〇通現存する南部信直文書である<sup>(1)</sup>。このうち蔵入地支配を解明できる史料は、現段階では新田村代官を務めた木村秀勝宛の信直書状二三通しかない<sup>(2)</sup>。ただし、この秀勝宛の信直書状には年代未比定ものが多い<sup>(3)</sup>。また書状だけでは代官所の設置場所等を具体的に解明することは難しい。本稿では、これらの難点を克服するため、分析の手法として、古文書・記録のほかに、絵図・遺跡・伝承も用いた総合的な分析方法を採る。また、分析の手順としては、まず①年未詳の信直書状の年代比定を行った上で新田村代官所の設置年代を確定し、<sup>(3)</sup>これを踏まえて②遺跡・絵図・伝承を用いて景観的復元を行う。

南部信直について従来の研究では、豊臣政権に服属することで、戦国期の大名から「近世大名」に変質したという図式が提示されてきた

文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

<sup>(4)</sup>。しかし、豊臣大名の一事例として闕説されるにとどまり、近世大名化の実態、つまり蔵入地支配など近世封建領主としての基礎的分野の解明は立ち後れている。本稿では、信直の近世大名化の過程を明らかにする一素材として、新田村代官所の設置に関する基礎的分析を行いたい<sup>(5)</sup>。

### 第1章 文禄四年の木村秀勝の在京

木村秀勝（官途名「木工助」）は、五戸又重城に居住したとされる木村秀茂（受領名「伊勢守」・法名「了清」）の嫡子である<sup>(6)</sup>。その事蹟をたどると、天正九年（一五八一）に行われた櫛引八幡宮（南部氏の氏神）の普請において信直の「名代」を務めたのが最初期の任務で<sup>(7)</sup>、以後同十七年に加賀国前田利家への使者<sup>(8)</sup>、同十九年に九戸一揆の攻城戦に備えての兵站担当<sup>(9)</sup>、そして同二十年（文禄元年）には直轄城の金田一城の代官を務めた<sup>(10)</sup>。秀勝は、信直が家督に就任した天正九年からの側近であり<sup>(11)</sup>、特に財政面に秀でた能吏であった。

信直は、豊臣秀吉から朝鮮出兵を命じられたため、文禄元年（一五九二）正月頃、肥前名護屋へ向け国元を発し、約一年十カ月間の名護屋参陣の後、文禄二年十一月十六日に帰国した<sup>(12)</sup>。以後、信直は、慶長二年（一五九七）十一月までの約四年間在国したが、この間の文禄四年七月頃、木村秀勝に対し、次の書状を発給した（以下、信直書状の発給月日・署判・宛所は省略し、（ ）に比定年代、「」に信直の居所、「」に宛所を略記する）。

【史料1】（文禄四年七月カ）南部信直書状（宛所欠）<sup>(13)</sup>

□<sup>(欠)</sup>五人<sup>(持)</sup>してもち候かね奥州内ニ有間布候、九郎来月

始ニ定□<sup>(上)</sup> □打出候てのほり候間、其方ハ九郎上候者、

下へく候、此方普請ニ取まされ、細々人を不遣候、以上、

孫四郎上候、此方金山へ御奉□于今不下候、伊達家中ハ金ほり

八千家ニ着仰付候て、かね一しゆつ、ニ相定候、（後略）

右の書状で信直は木村秀勝に対し、「其方ハ九郎上候者、下へく候」と、嫡子利直が上洛したならば下向するよう命じている。この一文から、当時秀勝は、金田一城の代官から在京の役人に転任させられていたことを確認できる。なお、書状の文頭に「孫四郎上候」とある通り、秀勝の下向命令は、上洛を命じられた「孫四郎」によって伝達された。この「孫四郎」は、次の信直が娘千代子に発給した書状にも記されている。

【史料2】（文禄四年）九月八日・南部信直書状（福岡）「八百千代

子」宛<sup>(14)</sup>

二・三日無便宜候間、文越候、其元何時隙明候哉、床敷存候、隙

過候者、此方より女共可越候、将又京よりとや孫四郎下候、九郎<sup>(南部利忠)</sup>越後にてあひ候、無何事上候、今月一日・二日ニハ必々可参着候、床しく有ましく候、来月ハ御これんつれ候て可越候、用之事情ハ、可申越候、かしく、

「京よりとや孫四郎下候」と、「とや孫四郎」の上洛と帰国が記されているため、この「とや孫四郎」は、約二カ月前の【史料1】で上洛を確認した「孫四郎」と同一人物であるとみて間違いない<sup>(15)</sup>。その鳥屋孫四郎は、利直の上洛を「今月一日・二日ニハ必々可参着候」と、文禄四年九月一・二日頃と報じている。この予測通りに利直が上洛したとすれば、木村秀勝は同九月上旬頃に京都を発ち、同月下旬頃に国元に帰着したと推定される<sup>(16)</sup>。

## 第2章 新田村代官所の設置

### 1 南部信直書状の年代比定

木村秀勝は、文禄四年九月下旬頃に帰国した後、信直から次の四通の書状を発給された。本節では、次節で書状の内容分析を進める前提として、すでに文禄四年に比定されている【史料5】をもとに、年末詳の【史料3】【史料4】【史料6】三通の年代比定を行う。

【史料3】（文禄四年十月一〜五日）・南部信直書状（宛所欠）<sup>(17)</sup>

□<sup>(欠)</sup>越候、木三十本所□ □言候、いか程も御取□

□四・五拾もきり候て、六駄□ □かき可仕候、はや

く「米おさめ候哉、早々」<sup>(前)</sup>「き可然候、十二・三日」<sup>(日町ニカカ)</sup>「某其方へ可越候、七」<sup>(日町ニカカ)</sup>「いた出次第二かい候へく候、」<sup>(板)</sup>「三戸へ越候て遣候、」

【史料4】(文祿四年)十月六日・南部信直書状〈宛所欠〉<sup>(18)</sup>

此文可通候、明日之町ニなにはと出候共、板出次第可買候、柱ハ拾本用所ニ候之間、七戸より洞内迄もち候者、あれより河はたまてもち候やうニことハリ候へく候、河はたより沢田・切田・米田・伝法寺・新田までもつへく候、新田より三戸へもつへく候、頓而く某可越候、謹言、

【史料5】(文祿四年)十月九日・南部信直書状〈木工〉宛<sup>(19)</sup>

尚々、十二・三日頃ニ越候間、不能委細候、以上、便宜候間、文越候、十二・三日頃ニ必々其方へ可越候、ほな、いよりはしら、其方までかつき候ハ、戸来までかねて云付候て、次日ニ三戸へとをし候へく候、其方家ほこし候て可待候、つくり候事無用候、町へ犬の子、沢山ニかハセへく候、以上、かしく、

【史料6】(文祿四年)十月二十二日・南部信直書状〈福岡〉「新田木工」宛<sup>(20)</sup>

尚々、以上、かい候板、六まい付ニ何ほと候哉、駄数可申越候、今度之町にも板有次第かい候へく候、駄数申越候ハ、浅水へ馬かり候て、三戸へくはり候へく候、六まい付六・七十駄も候ハ、可申越候、以上、かしく、

まず、【史料4】は、文祿四年四月以降に確認される信直の黒印(Ⅱ

文祿・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

型)<sup>(21)</sup>を捺印していることと、信直の没年が慶長四年(一五九九)十月五日であることから、文祿四年〜慶長三年の間に比定される。文祿四年十月九日付【史料5】と内容と比較すると、柱が洞内―新田―三戸の順で継送されることと、秀勝の継送担当地区がそのうちの沢田から三戸までであることが一致している。さらに、信直の下向を意味する「頓而く某可越候」が、【史料5】の「必々其方へ可越候」とほぼ同じ内容である。以上のことから、【史料4】は【史料5】の関連文書で、【史料5】の三日前の文祿四年十月六日に比定される。

【史料3】は、「十二・三日」<sup>(日町ニカカ)</sup>「某其方へ可越候」が【史料5】の「十二・三日頃ニ必々其方へ可越候」と、また「いた出次第二かい候へく候」が【史料4】の「板出次第可買候」と、ほぼ全く同じ文言である。以上から、【史料3】は文祿四年十月付の【史料4】【史料5】の関連文書である。なお、【史料3】は月日を欠いているが、信直が新田村への下向を単に「十二・三日頃」としているため、日付は十月の一日〜十一日に絞られる。さらに、板の購入日を【史料4】では「明日(七日)」としているのに対し、【史料3】では「七」<sup>(日町ニカカ)</sup>「」と記しているため、【史料3】は【史料4】の前、つまり文祿四年十月一〜五日に比定される。

【史料6】は、黒印(Ⅱ型)を捺印しているため、文祿四年〜慶長三年の間のものである。「かい候板」を「三戸へくはり候へく候」と、購入済の「板」を三戸へ継送するよう命じている。この「板」とは、同じ十月付【史料3】【史料4】の書状で、購入と三戸への継送を命じていた「板」と同一のものと考えられるため、文祿四年十月二十二

日に比定される。

以上により、【史料3】～【史料6】の書状は、すべて文禄四年十月に比定される。

## 2 新田村代官所の設置と代官木村秀勝

文禄四年十月六日付【史料4】で信直は木村秀勝に対し、七戸から運ばれてきた板を、新田村經由で三戸まで継送するよう命じている。また、同年十月二十二日付【史料6】の宛所は「新田 木工方へ」と記されている。以上から、京都より帰国して間もない文禄四年十月上旬に木村秀勝は、五戸新田村に下向していたことが判明する。

その秀勝に信直は、文禄四年十月九日付【史料5】で、十月十二、三日頃に自分が新田村へ下向するまでに「其方」の「家」を解体し、待機するよう命じている。信直が秀勝宛書状で用いる「其方」とは、【史料1】に「其方ハ九郎上候者、下へく候」とあるように、宛所当人、つまり木村秀勝を指している。この秀勝の「家」の建造については、次の書状にも記されている。

【史料7】（慶長元年）正月二十二日・南部信直書状（福岡）「木工」宛<sup>(22)</sup>

此ふミ、七戸へ越候へく候、才木とらセ候間、ふミこし候、新田<sup>(木村秀勝)</sup>ニ家作候間、木工も家の用意成候て、早々作候へく候、某越候て屋敷渡候へく候、かしく、

尚々、いへの用意、尤候、

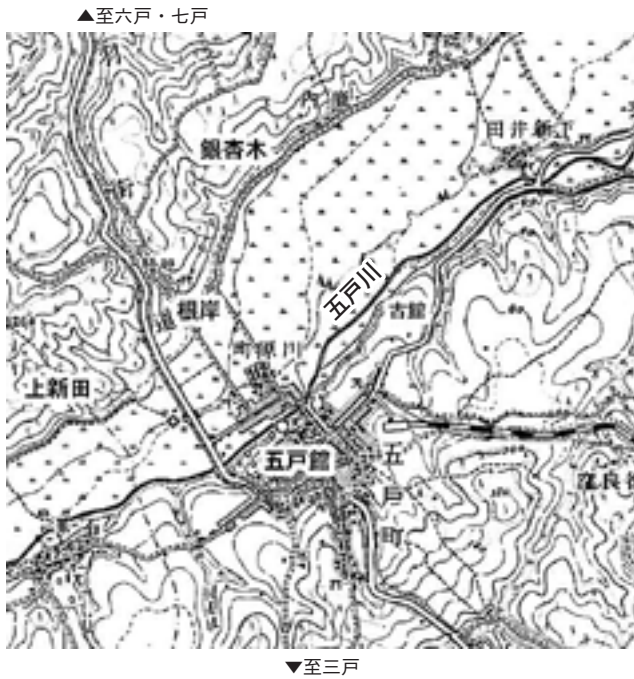
信直は、新田村での「家作」（後に詳述）を指示しているが、これと一連のものとして秀勝自身の「家」の建造も命じている。それでは、この秀勝の「家」とは何か。

秀勝の新田村下向直後の文禄四年十月一～五日付【史料3】には、「はやく」<sup>(米)</sup> 「米おさめ候哉」と、「米」の収納を命じる文言がある。欠損部分があるため、何の「米」か判断できないが、後掲の文禄四年十二月五日付【史料13】に「年具之米、年中二すまし候やうニ可云付候」「年具米せいを入候へく候」と記されているため、【史料3】の「米」の前欠部分は「年具之」または「年具」とみて間違いない。文禄四年十月上旬に年貢米の収納を命じられているため、秀勝の新田村下向は、蔵入地代官として赴任するためのものであった。【史料7】の「家」とは、秀勝の私邸と代官所を兼ねた建物と考えられる。<sup>(23)</sup>

この【史料7】の秀勝の「家」（代官所）について、文化七年（一八一〇）十一月十四日、木村領の肝入菊蔵が代官へ提出した「乍恐書上仕候事」<sup>(24)</sup>には、「五戸館之儀、御尋ニ御座候、右者先年より木村館と申唱居候、尤殿様御在城之頃、地頭木村與市先祖共、右館に住居仕候由申伝ニ御座候」と記されている。木村氏の邸宅兼代官所である「家」の所在地は、「五戸館」（のち「木村館」、「図1」参照）と称され、元禄十年（一六九七）までの約一〇〇年間、<sup>(25)</sup> 秀勝―秀矩―秀政―秀晴の四代の間、木村氏が世襲で代官を務めた。

近世前期、代官所が所在した村は延宝六年（一六七八）に「五戸村」<sup>(26)</sup>、代官所は慶安五年（一六五二）に「五戸代官所」<sup>(27)</sup>と呼ばれていた。しかし、信直は、秀勝宛書状の宛所に「新田 木工方へ」<sup>(木村秀勝)</sup>

【図1】新田村概略図



大日本帝國陸地測量部 5万分の1地図「八戸」(昭和6年発行)に加筆。

文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

と記したように、木村氏の居所を「新田」としていた。また、寛永二年(一六二五)十二月二十五日付・南部利康黒印状(木村秀矩宛<sup>(28)</sup>)によれば、木村氏支配の蔵入地は「新田村高千百七拾三石六斗二升五合」と記されている。さらに、『盛岡藩 雑書』正保元年(一六四四)四月三日条では「五戸新田」(代官「木村木工」)、同二年五月二十二日条では「五戸新田御蔵米」(代官「木村木工」)と記されている。以上のことから、信直期の「五戸」は、中世と同様に複数村で構成され

る広域行政区域名であり、代官秀勝の支配地(蔵入地)はその五戸内の「新田村」一円であったことが判明する。このため、本稿では、この秀勝の代官所を「新田村代官所」と呼称する。

前掲文禄元年六月付「諸城破却書立」によれば、五戸「新田」には城館(以下、「新田館」と仮称)があり、その主は名久井城主東重康の嫡子「南部彦七郎」<sup>(29)</sup>と記されている。おそらく、当時新田村は、

東氏の所領であったと考えられる。一方、後掲の文禄四年十二月五日付【史料13】で信直は秀勝に対し、「去年之年具」<sup>(文禄三年)</sup>の算用を命じている。以上から新田村は、文禄二年まで東氏の所領であったが、翌三年に信直に接収されて蔵入地となり、翌四年十月、京都から召還されて代官に就任した秀勝が支配を開始したと考えられる。信直は文禄二年十一月に肥前名護屋から帰国し、翌三年三月に岩手郡不來方城(のち盛岡城)を福士氏から接収して蔵入地化している。<sup>(30)</sup> 帰国後の信直が、財政基盤強化策を推進し、その一環として文禄三年に不來方城・新田館の両城館を直轄化したことは明らかである。

なお、慶長元年正月二十二日付【史料7】に記された「木工」の「家」(新田村代官所)は、「某越候て屋敷渡候へく候」と、新たな屋敷を給与された上で建造を命じられているため、事前に解体を指示されていた文禄四年十月九日付【史料5】の「其方」<sup>(木村秀勝)</sup>の「家」とは別な場所に建造されたことが明らかである。

この【史料5】の「家」の場所は、以下の理由により、前掲「諸城破却書立」の「新田館」に比定される。「五戸館」は、その周囲に複数の空堀があるが(後述)、信直書状にはその空堀の掘削に関する文



言が全くない。また現在、旧新田村内には「五戸館」以外は居館跡がない<sup>(31)</sup>。以上から、秀勝は赴任直後、「新田館」内にあった旧東氏邸宅を仮の居所とし、これを解体した上で同じ「新田館」(のち「五戸館」)内の別な場所に新田村代官所を建造したと推定される<sup>(32)</sup>。

### 3 新田村代官所の景観的復元

【図2】は、五戸町教育委員会が平成七年(一九九五)度を実施した「五戸館」跡の発掘調査図をもとに作図したものである<sup>(33)</sup>。調査の結果、A地区から開口部7m、深さ二・七mの空堀が検出され、未発掘地も含めると空堀全体の長さは南北約八〇mと推定されている。B地区からも、東西に伸びる開口部最大約二〇mの空堀が検出されている。この空堀は、西は空堀Dに接続し、東は現地字「堀合」という空堀跡に接続するとともに、「堀合」自体はその北東の地字「沢」(天然の空堀)に接続することで、長大な空堀群を形成している。明治二年(一八六九)五月付「永代売渡屋敷地手形之事」の添図「絵図面添書之事」(【図3】<sup>(34)</sup>)にも、空堀Dが描かれ、当時の地名は「堀之内」と記されている。

以上から、台地上にある「五戸館」は、その北の崖下を流れる五戸川を天然の水濠とし(【図2】参照)、空堀D(堀之内)、B地区の空堀、「堀合」、「沢」の空堀群で囲繞されていたことが判明する。【図4】は、明治初年の『新撰陸奥国誌』<sup>(35)</sup>から「五戸館」だけを掲出したものであるが、やはり「五戸館」が空堀で囲繞されていたことが

わかる。

【図5】は、明治五年設置の五戸支庁を描いた「青森縣旧支廳境内地図」(明治初期作成<sup>(36)</sup>)をもとに作図したものである。五戸支庁の敷地全域およびその南の道路の形状は、【図2】のA地区の空堀の周辺領域および南の道路の形状と完全に一致する。また、【図6】は、近世後期に描かれた「北奥路程記」収載の「五戸館」であるが、この絵図に描かれている門とその南に走る道路の配置は、【図5】の五戸

【図2】 五戸館跡



【五戸館遺跡】(五戸町教育委員会、1996年)より転載、加筆。スクリーン部分は、空堀の推定場所。

支庁の門とその南の道路と一致する。

以上により、【図2】のA地区にあった空堀は、その軍事的意味を喪失したため江戸時代前期頃に埋め立てられ、その上に【図6】『北奥路程記』の「御官処」（代官所）が建造されたこと、また近代の五戸支庁がその「御官処」と同じ場所に設置されたことが判明する。換言すれば、A地区の空堀を埋め立てる前、代官所は別な場所にあったことを意味している。それでは、本来の代官所の場所はどこか。

A地区の空堀は、空堀D、B地区の空堀、「堀合」、「沢」で囲繞された地字「館」を東西に二分する薬研堀であるため、堀切で

【図3】五戸館西側の「堀之内」

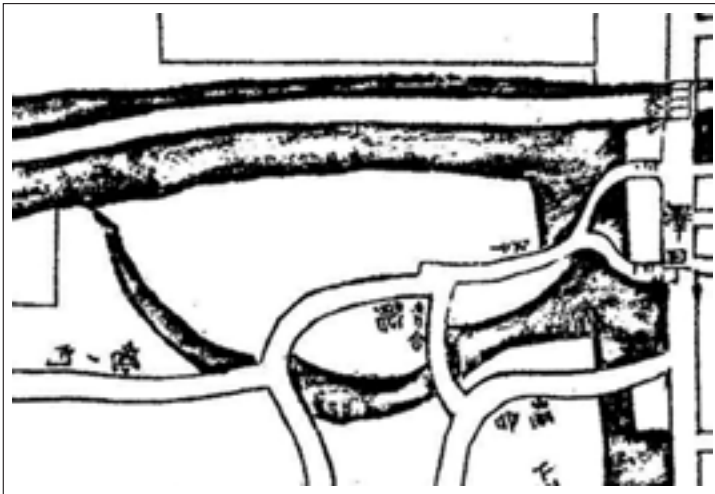


「堀之内」の部分は加筆。

文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

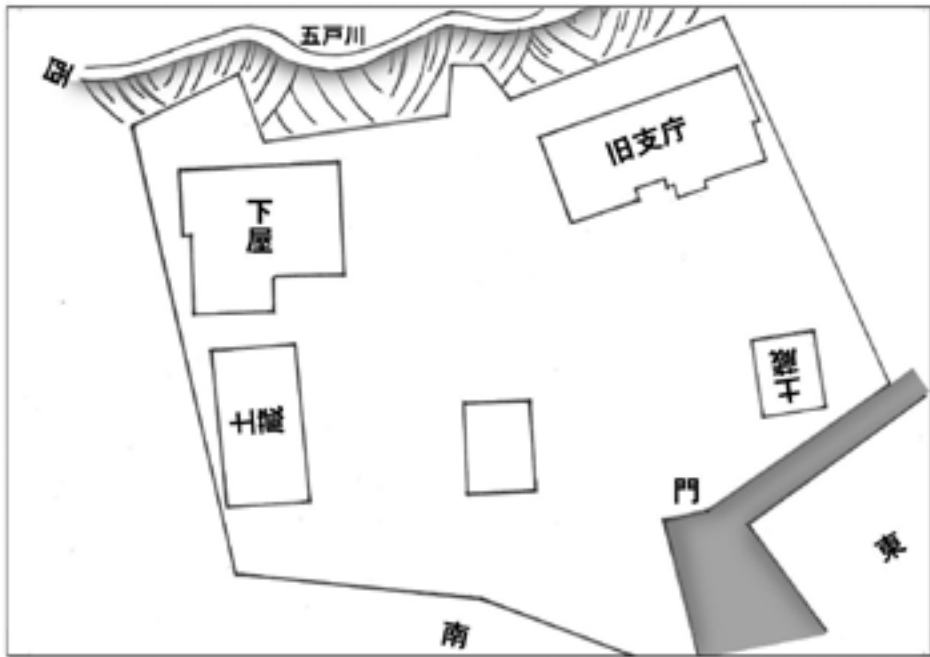
あったことがわかる。そのA地区の空堀とB地区の空堀、空堀Dで囲まれた場所は、堀切の東側よりも約4mほど高い場所であり、縦約八〇m×横約九〇mの方形状である（北側の角は、江戸時代の「御官処」移設時に敷地確保のため削り取られたものであろう）。この方形館が本来の「五戸館」で、木村秀勝が代官に就任した際に、「家」（新田村代官所）を建造した場所と考えられる。

【図4】五戸館の空堀跡



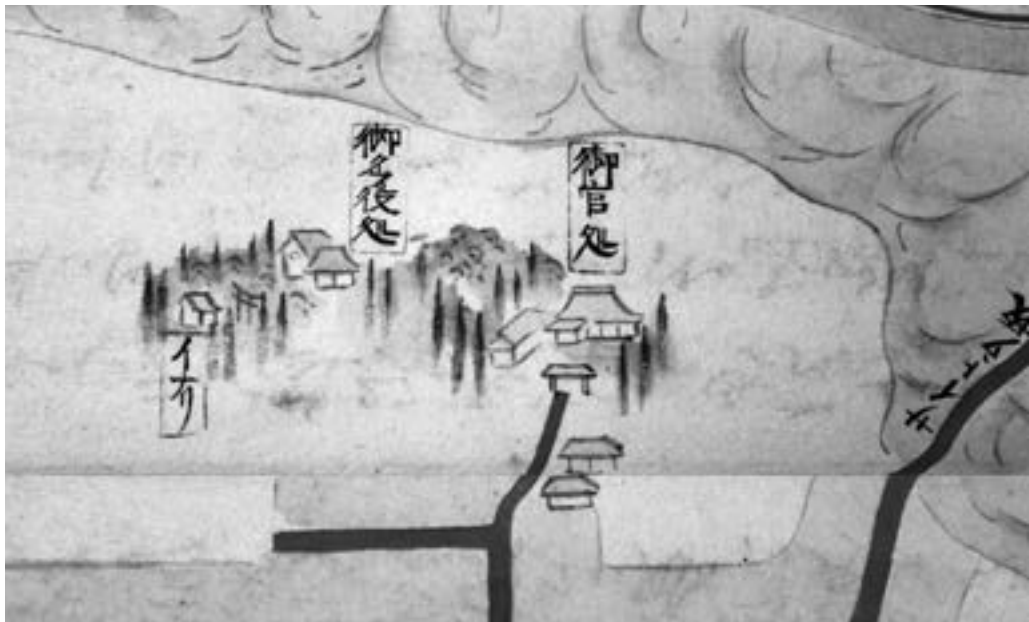
『新撰陸奥国誌』（三戸郡（2）、東京大学史料編纂所蔵謄写本）より転載。

【図5】 明治初期の五戸支庁絵図



「青森縣旧支廳境内地図」をもとに作図。

【図6】 五戸館の「御官処」「御クラ役処」



『北奥路程記』（もりおか歴史文化館所蔵・史料番号28-5-033）より転載。



秀勝の「家」の屋敷地は、【図2】のC地区に比定できる。C地区【図7】からは、時期は未比定であるものの、中世南部領の居館に特徴的な掘立柱建物跡二三棟が、およそ三カ所にまとまって検出されている。最大のもは、梁行二間×桁行四間（約6m×約13m、面積約七八㎡）である<sup>(37)</sup>。後掲の慶長元年九月十七日付【史料12】に、「先度ハた、ミの事申候、ひろ間のた、ミさしなをし候間、あれをもた七候て、内之六つほニハしき候へく候、物をきハ不敷候共不苦候、中之九つほハへり付、町より一まいつ、こい候て敷候へく候」とあるように、「家」の内部は、六坪（一二畳）と九坪（一八畳）に分離された、合計一五坪（三〇畳）もの面積をもつ「ひろ間」があった。畳一枚の面積を仮に京間で見積もった場合、一五坪（三〇畳）の面積は約五四㎡となり、梁行二間×桁行四間の掘立柱建物跡内に収まる。また、C地区からは井戸跡が二カ所検出され、「五戸館」全体の堀跡からは、十五・十六世紀の中国産青磁・白磁や、十六世紀末を主体とする志野焼・唐津焼の陶器片などが多数検出されている。以上の遺跡調査の結果から、C地区が秀勝の「家」（新田村代官所）跡地に比定可能であろう。

なお、合計一五坪の「ひろ間」内の畳敷きの六坪は、【史料12】で、「今度帰候へハ、当年中ハ某ハ越ましく候、三月雁鷹ニ可越候間、其内ハた、ミ不入候」と記されている。近世初期まで南部領の武家の居宅において敷くことがまれであった畳敷きの六坪のある「ひろ間」は、信直が鷹狩りで新田村に下向した際の居所であった<sup>(38)</sup>。また、一五坪（三〇畳）の広間については、（慶長初期）十二月十六日付・南部

文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

【図7】五戸館跡の発掘地C地区



【五戸館遺跡】（五戸町教育委員会、1996年）より転載。グリッドは、4m×4m。

利直諸品注文目録（木村秀勝宛<sup>(39)</sup>）に、「まのた、み、三十帖」と記されているように、南部家当主の居城の「ま」（広間カ）と同じ面積であった。「五戸館」の「家」は、日常的には秀勝の私邸および代官所として機能しながら、信直下向時の居所を第一の目的に設計されたものであった。当該期の蔵入地は、大名の私的財政をまかなうものであり、そこに設置された代官所は、大名信直の一居所としての性質を備えていた。

### 第3章 代官所付属の「蔵」普請

#### 1 「蔵」の普請の時期

信直は木村秀勝に対し、「家」の建造と同時に、以下の慶長元年（一五九六）付の五通の書状で、「蔵」の普請についても指示を与えていた。

【史料8】（慶長元年）五月二十日・南部信直書状（「新田木工」宛）  
蔵之しき板、早々くたし候哉、田うへ候ハ、御普請ニ越候間、其分皆々申付候へく候、当年ハ新田之者ニも御材木とらせへく候、種一・かるまいなとかけ候間、申付候、五・三日中ニ其方へ可越候間、其分心得候へく候、くらのしき板ハ、七月ハ御普請も可済候間、しかせ置候、田をも当年見せへく候、北より板越候は、今度之市より可買候哉、何時安く候哉、やすき時分かひ候へく候、報恩寺へ申候間、板五・六百駄も用ニ候、謹言、

【史料9】（慶長元年）七月二十一日・南部信直書状（「木工」宛）  
くらの儀、土代なく候ハ、あしく有へきと番匠云候、其方の人数にてなるましく候、石さわ・中一・又しけより人数出候て、木を引か七候へく候、くらの屋敷ハ、某先度申候所より三間計かミへあけ尤候、先度申候ハ、あまりに家へちかく候間、三間かミへよ七へく候、来月十日迄延候ハ、某越候て見へく候得とも、其内ニ候ハ、越候事なるましく候、其川辺の人数出し候而、とたい引か七へく候、以上、かしく、

【史料10】（慶長元年）七月晦日・南部信直書状（「新田木工」宛）  
尚々、十六本者、なかさいかほとニ取候、くわしく可申越候、以上、

土台之事、申越候、三間木二丁・四間木二丁、四丁にてたつ濟候、まりたハ三間き二本ニ候、以上六丁にて濟事ニ候、十六丁とらせ候由、文越候、十丁あまり候、ふしんニ候間、をし付使返し候、いかやう二つもり候て十六丁取候哉、可申越候、吉日見候て、半内を可使候、則文もそへ越候、又二間きにてかす入候哉、委可申越候、以上、かしく、

【史料11】（慶長元年八月頃）南部信直書状（「八戸」）「新田木工」宛  
今日三戸まで帰候、くらの事、来月某鷹つかいなから越候て、ちんくさせ可申候、念を入、くさうちして置候、下之板ハ戸来へあつらい候て、一間を四枚ニも五まいにも、十間四貫にも五貫にもとらせ置候、代物遣度と云候は、則越へく候間とい、べく候、殊ニ春の事候間、おしつめて銭用候は、つかハ七候へく候、春七郎左衛門、御米借候由いひ候、何程かり候や、とい候て、福岡へ越へく候、沢田ニも米借候間、其方へ付候て、七郎左衛門米へ渡候へく候、以上、

尚々、申置候、福岡へ越へく候、以上、  
【史料12】（慶長元年）九月十七日・南部信直書状（「宛所欠」）  
明日□□ やくひへ候間、今月中ニ普請すまし可然候、くき出来候てうち候や、床敷候、先度ハた、ミの事申候、ひろ間のた、ミさしなをし候間、あれをもたせ候て、内之六つは

ニハしき候へく候、物をきハ不敷候共不苦候、中之九つはハへり付、町より一まいつ、こい候で敷へく候、をしつめの事ニ候、今度帰候へハ、当年中ハ某ハ越ましく候、三月雁鷹ニ可越候間、其内ハた、ミ不入候、以上、かしく、

右の五通の書状には、慶長元年正月二十二日付の【史料7】まで記されていた「家」の建造に関する記述がない。【史料12】の「ひろ間」は、確かに「家」に関するものであるが、前述したように「家」に敷く畳・縁付に関するもので、すでに「家」の建造が終了したあとである。【史料8】の五月時点ですでに「家」の建造は終了し、「蔵」の「御普請」に移行していたと考えられる。普請の終了は、【史料8】に「七月ハ御普請も可済候」とあるように七月中の予定であったが、七月付の【史料9】【史料10】に記されているように、急遽土台を据えることになったため、遅延した。【史料12】に「今月中ニ普請すまし可然候」とあるため、慶長元年九月中に完成したとみられる。

## 2 「蔵」の景観的復元

「蔵」の場所については、【史料9】の「くらの屋敷ハ、(中略)先度申候ハ、あまりに家へちかく候間、三間かミへよせへく候」の一文が重要である。最初の「蔵」の予定地が、秀勝の「家」にあまりにも近いため、「かミ」(西<sup>(45)</sup>)への移動を命じているが、その距離は「家」からわずか三間であった。「蔵」の位置は、移動後も「家」のすぐ近くの「かミ」(西<sup>(45)</sup>)に所在したと解釈できるため、「蔵」は「家」(新田

文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

村代官所)の付属施設として「五戸館」内に建造されたと考えられる。【図6】『北奥路程記』に描かれた「御官処」の位置は、前述したように江戸期の移設後のものであるが、「御クラ役処」はその左(西)の高台に配置され、「かミ」(西<sup>(45)</sup>)に建造するよう命じた【史料9】の記載と一致する。また、「蔵」は、中世以来、南部領で一般的であった掘立柱式を採用せず、あえて土台を据え、おそらくは礎石を用いたと考えられるため、掘立柱建物跡の遺構で占められている【図2】のC地区は、「蔵」の場所としてはあてはまらない。以上から、【図6】に描かれた「御クラ役処」の場所、【図2】のC地区より北西側の未発掘地が、秀勝の時期の「蔵」の場所と判断される。

なお、土台について【史料10】は、「土台之事、申越候、三間木二丁・四間木二丁、四丁にてたつ済候」と記している。「蔵」は、角材四本による土台が据えられ、面積は三間×四間で建造されたと考えられる<sup>(46)</sup>。

## 第4章 代官所廻りの「町」

### 1 「町」の移転

信直は「家」「蔵」の建造と並行して、新田村内に所在していた「町」の移転も行った。

【史料13】(文禄四年)十二月五日・南部信直書状(木工<sup>(47)</sup>)宛  
七戸へ文越候間、町之ものニ相届候へく候、年具之米、年中ニすまし候やうニ可云付候、春之ためニ候間、舛数能々ねんを入候

て、ふたを付可置候、去年之年具も今度七郎左衛門同心ニ越候て、さん用可仕候、代物ハ此方へ無用候、いかほとうけ取候と、うけ取を可上候、以上、かしく、

尚々、年具米せいを入候へく候、以上、

右の書状は以下の理由から、文禄四年に年代比定される。「七郎左衛門」は、慶長元年八月頃付の【史料11】に記された「七郎左衛門」と同一人物である。同書状に「春七郎左衛門、御米借候」と、「七郎左衛門」が木村秀勝の手元にある「御米」を「春」に借用したことが記されているため、「七郎左衛門」が慶長元年春に新田村に滞在していたことが判明する。その「七郎左衛門」が新田村に下向することは、右の【史料13】により秀勝へ初めて伝達されているため、【史料13】は【史料11】の前年、つまり文禄四年十二月五日に比定される。

【史料13】で信直は、新田村の「町之もの」に「文」（書状）を七戸まで継送させるよう命じている。七戸への書状の継送は、慶長元年正月二十二日付【史料7】にも「此ふみ、七戸へ越候へく候」と記されている。また、文禄四年十月六日付【史料4】では、柱を奥入瀬川南岸の六戸沢田村から、五戸新田村を経由して、三戸まで継送するよう命じている。以上から信直は、糠部郡を南北に縦貫する幹線街道（のち奥州街道）において宿駅伝馬制を整備するなかで、長距離の七戸・三戸の間にある六戸・五戸に中継地点を設置するため、秀勝の代官就任に合わせ、五戸新田村内の「町」を宿駅化したと考えられる<sup>(48)</sup>。

ただし、その宿駅は新たに創出したものではなく、秀勝の代官就任以前からすでに新田村内に形成されていた「町」を宿駅に転化させ

たものであった。慶長元年正月二十二日付【史料7】に「新田ニ家作候」、同五月二十日付【史料8】に「当年ハ新田之者ニも御材木とらせへく候」と記されているため、「町」の移転開始は「当年」、つまり慶長元年であった。

「町」の所在地については、以下の伝承・記録類が参考となる。新田村内の「銀杏木」「根岸」（【図1】参照）にはかつて町場があったが、「五戸館」の周囲に移転させられたという伝承がある<sup>(49)</sup>。また、『高雲開創記録』によれば、高雲寺はかつて「銀杏木」にあったが、慶長二年、信直の命を受けた秀勝が「五戸館」廻りに移転させたとされている<sup>(50)</sup>。なお、その移転については、「町」の移転で動揺する住民たちからの要求により実施されたという伝承も残されている<sup>(51)</sup>。これらの伝承・記録から、秀勝の代官就任以前、「町」は「銀杏木」「根岸」に所在していたが、新田村代官所の建造にともない、「五戸館」周辺に移転させられたと推測される<sup>(52)</sup>。

なお、慶長二年の高雲寺の草創について『新撰陸奥国誌』は、「永正より慶長中まで無住にて已に廃せんとせしを、木村木工、報恩寺の僧を請し」て行ったものと推定している<sup>(53)</sup>。この中興開山説を裏付ける史料はないが、高雲寺が南部領曹洞宗の本寺である報恩寺の末寺であったことは事実である<sup>(54)</sup>。【史料8】で信直は、新田村の「町」で購入する板について「報恩寺へ申候」と記しているが、これは報恩寺の僧が新田村へ下向し、高雲寺の移転・建造に関与していたことを示すものである。「町」の移転は、慶長元年から始まり、高雲寺の移転が行われた慶長二年頃に完成をみたと考えられる。

## 2 「町」の景観的復元

慶長元年における「町」の景観は、次の書状から理解できる。

【史料14】（慶長元年）九月二十二日・南部信直書状（「三戸」）「新田木工」宛<sup>(55)</sup>

尚々、雁于今見へ候哉、てつほう<sup>(56)</sup>にてうたせましく候、以上、津軽より去候者、七日町へ越候へと先度源四郎ニ云候、年内・春ニ可參と申候もの、十二三人も候由云候、町ニ屋敷何ほと有へく候哉、わり候て可申越候、俄ニ成ましく候間、なわをはり候て、何程屋敷可有と申候て、其方越へく候、何様津軽より去候者越候者、沢田・奥瀬ニも有へく候間、家の三十も有へく候、下ハつまり候、南と西へやしき<sup>(57)</sup>□へく候、なわをはり候て尤候、源四郎も其理云候者、談合可仕候、こし候て、あれ地をさらせへく候、以上、かしく、

右の書状は、文禄四年四月から確認される信直の黒印（Ⅱ型）を捺印しているため、文禄四年〜慶長四年のものである。信直は、慶長元年八月頃付【史料11】で、訪問先の八戸から「今日三戸まで帰候」「来月某鷹つかいながら越候」と伝え、同九月十七日付【史料12】では「今度帰候へハ、当年中ハ某ハ越ましく候、三月雁鷹ニ可越候」と報じている。信直は、慶長元年八月頃に八戸から三戸城に帰城し、その後は九月上旬頃に鷹狩りのため三戸城から新田村へ下向、九月十七日には新田村を去り、翌年三月にも鷹狩りのため新田村下向を予定していた。右の【史料14】は、九月二十二日付で三戸城から発給し、か

文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

つ「雁于今見へ候哉、てつほう<sup>(56)</sup>にてうたせましく候」と鷹狩のための環境整備を秀勝に命じているため、【史料12】から五日後の慶長元年九月二十二日に比定される。

【史料14】は、津軽からの欠落人を新田村の「町」で收容しよう指示したものであるが、信直はもとの「町之もの」に加えて、多数の欠落人を收容することで「町」の家数を増加させ、宿駅伝馬制の充実化をはかろうとしたと考えられる。この計画を実現させるため、「町」の移転先は、人馬継立を指揮する代官木村秀勝の「家」（代官所）周辺が適地として選ばれた。選定地は、「あれ地」の広がる台地で、ここを切り開き、縄を張って屋敷を区画しながら町場を造成していった様子が判明する。

なお、当時の「町」内の街区名を知る史料はないが、『盛岡藩 雑書』正保三年（一六四六）七月十二日条に「五戸町大町」が記されているため、新田村代官所に南接する「大町」が初期の街区と考えられる<sup>(58)</sup>。信直は【史料14】で、「下」<sup>(59)</sup>（東）側が町域としては限界に達したため、南と西へ町域を拡大させるよう命じているが、これは「大町」の「下」（東）が地字「沢」に接しているため町域の拡大が困難で、北は「五戸館」があり町域を造成できず、南と西しか造成可能地が残されていたからであろう。

糠部郡を縦貫する主要幹線街道（のち奥州街道）は、北方の七戸・六戸から五戸新田村に入ると、「根岸」から南の川原町までまっすぐ下る。そして、天然の水濠である五戸川を渡河する地点からは、五戸館廻りを鉤形に屈曲させて引き入れられ、南方の三戸へ通されてい



る〔図一〕。「大町」を含む町場は、この街道沿いに、軍事および交通・流通の発展を目的に配置された。

## まとめ

本稿では、南部信直の蔵入地である糠部郡五戸新田村を支配した「新田村代官所」について、その設置年代の確定と景観的復元をおこなった。また、これに関連して、「蔵」の建造および「町」の移転についても言及した。

南部信直は文禄三年、東氏から新田村を接收して蔵入地化し、翌四年十月、京都から帰国させた木村秀勝を同村の代官に任じることで支配を開始した。秀勝の私邸兼代官所である「家」の建造は、文禄四年十月から開始し、翌慶長元年前半に完了した。その「家」は、防御のため空堀を廻らした堅約八〇m×横約九〇mの方形館である「五戸館」内に所在した。建築様式は、中世南部領で一般的であった掘立柱建物であったと推定される。

なお、「五戸館」内には、土台を据えた「蔵」も慶長元年九月頃までに建造され、「家」（代官所）付属の「蔵」として年貢米を収納した。また、「家」「蔵」の建造と並行して、幹線街道（のち奥州街道）を「五戸館」廻りに軍事目的で鉤形に付け替えるとともに、新田村内の銀杏木・根岸にあった「町」をその幹線街道沿いに移転させることで「五戸館」との統合をはかった。これは、宿駅伝馬制の整備という政策的意図のもとに行われたもので、新田村の「町」は、七戸―三戸間の中

継地点（宿駅）として再編された。

新田村代官所の設置は、財政（年貢収納）だけでなく、交通・流通・軍事などの諸機能を「五戸館」に集約させるという、総合的プランのもとで実施された。これは、財政基盤強化策をはかる信直の強力な意思により強行されたもので、ここに信直権力の近世的側面をみる事ができる。この意図を現地で執行したのが、信直側近で、財政に秀でた新田村代官木村秀勝であった。

## 〔注〕

〔1〕 拙稿「不染斎俊恕書状（根城八戸家宛）の年代比定」（弘前大学『國史研究』一四一―一四二号、二〇一六年）の註（一）参照。なお、信直文書一四〇通のうち一三八通が、『新編八戸市史』（中世資料編、八戸市、二〇一四年、第三章〈筆者担当〉、以下『市史』と略記）に収録されている。

〔2〕 木村秀勝宛の南部信直文書の概要については、拙稿「南部信直・利直発給文書の一考察 ―五戸『木村文書』の古文書学的分析―」（『青森県史研究』第一号、青森県、一九九七年）、同「南部信直書状の年代比定について ―五戸『木村文書』所収の信直書状―」（『青森県史研究』第四号、二〇〇〇年）において記した。また、『青森県史』（資料編 中世― 南部氏関係資料、青森県、二〇〇四年、以下『県史』と略記）においても解題（斉藤利男氏）がなされている。木村秀勝宛の信直文書三三通のうち正文二二通（すべて書状）は、現在、五戸町図書館（木村秀勝の子孫木村秀政氏旧蔵・池野藤兵衛氏・岩手県立博物館の三カ所に、それぞれ一七通・二通・三通と分割・所蔵され、「市史」にすべて翻刻・収録されている。このほかに、『盛岡藩史綴』（『岩手県戦国期文書』Ⅱ、岩手県教育委員会、一九八七年、一三七）に、慶長三年七月二十四日付の「木工」宛・南部信直黒印状写が一通収録されている。

〔3〕 『市史』では、信直書状の正文二二通のうち一二通を年代比定した。本稿では、残る十通の年未詳書状のうち、五通の年代比定を行う。

〔4〕 朝尾直弘「豊臣政権論」（『岩波講座 日本歴史』9 近世1、岩波書店、一九六三

(年)、藤木久志『織田・豊臣政権』(小学館、一九七五年)、高木昭作「近世の身分と兵農分離」(『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年、初出一九八〇年)、渡辺信夫「天正十八年の奥羽仕置令について」(『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻十九集、一九八二年)、藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)、朝尾直弘『体系日本の歴史』(8、小学館、一九八八年)など。

(5) 新田村代官所の設置については、前掲注(2)拙稿「南部信直書状の年代比定について」一五戸「木村文書」所収の信直書状」および同「南部信直文書の基礎的研究」(齊藤利男『南部光徹氏所蔵「遠野南部家文書」の調査・研究」平成19年度「平成21年度科学研究費補助金 研究基盤(B) 19330101 研究成果報告書(二〇一〇年)』において論じた。しかし、右の二論考は、信直文書の読解が不十分であったために、木村秀勝宛書状の年代比定において誤りを出す結果となった。新たな年代比定は『市史』で行い、『新編八戸市史』(通史編1 原始・古代・中世、八戸市、二〇一五年、四七二〜四七三頁、筆者執筆担当)において木村秀勝と新田村代官所について概略を記した。本稿は、これらにもとづき、改めて新田村代官所の設置について述べる。

(6) 盛岡藩が江戸幕府へ提出した「貞享元年書上」(『県史』六八八)では、天正十九年の九戸一揆時、又重城が九戸政実方から攻撃を受けた際、これを防いだ武将として又重城の「木村伊勢子孫五ヶ所職有歟」を記している。一方、『南部藩 参考諸家系図』(第一巻、国書刊行会、一九八四年)では、木村秀勝の父秀茂(受領名「伊勢」「因幡」)について、「天正十四年家督、五戸館二居、館ノ辺ニ無高地若干ヲ賜フ」と記し、「五戸館」の館主と記している。しかし、本系譜の底本の一つと考えられる「木村家系図」(五戸町図書館所蔵・木村文書、『県史』六三〇)では秀茂(法名「了清」)について、「住所ノ辺土ヲ無高知行ス」としか記していない。「五戸館二居」の部分は、『参考諸家系図』編纂の過程で加筆されたものであろう。なお、『参考諸家系図』では、戦国期・近世初期、又重城の城主を木村氏の一族である又重氏としている。戦国期末木村氏・又重氏の系譜復元は、今後の課題である。

(7) 「東北町新館神社所蔵」安永七年八月二十六日「御普請覚」(『市史』四一四)。  
(8) 「もりおか歴史文化館所蔵・盛岡南部家文書」天正十七年八月二十日・前田利家書状(『市史』四九三)。  
(9) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」天正十九年八月二日・南部信直書状(『市史』五七六)。なお、九戸一揆鎮圧(天正十九年九月四日)直後の同九月九日、木村秀勝の父秀茂が没し、同年中に秀勝が家督を継いだ(『参考諸家系図』)。これ以後、木村

### 文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について

氏と又重城との関連を示す史料は現存しない。  
(10) 遠野市立博物館所蔵・赤沢家文書「天正二十年六月十一日付「奥州南部大膳大夫分国之内諸城破却書立有之事」(『市史』六一五)以下、本史料は「諸城破却書立」と略す。

(11) 信直の家督就任年代は諸説あるが、本稿では天正九年説をとる(『市史』四〇九)。

(12) 文禄二年十二月七日・南部信直書状写(『宝翰類聚』所収、『市史』六三二)。

(13) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』六六四)。

(14) 「もりおか歴史文化館所蔵」(『市史』六七五)。

(15) 鳥屋氏について、鳥屋宗清(大炊尉・孫左衛門)は南部利直から、慶長八年十月二十日付の知行宛行状を発給され、その嫡子久宗の仮名は「孫四郎」であった(『参考諸家系図』)。宗清は、右の慶長八年の知行宛行状で家督を継承したと考えられるため、「とや孫四郎」とは、宗清の父(仮名・実名とも未詳)と判断される。

(16) 京都から南部領までの下向日数は、最短十四日であった(『もりおか歴史文化館所蔵』文禄四年八月二十三日・南部信直書状『市史』六七三)。

(17) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』七五三)。

(18) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』七三二)。

(19) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』六七七)。

(20) 「岩手県立博物館所蔵・木村文書」(『市史』七三三)。

(21) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」文禄四年卯月二十七日・南部信直黒印状(小向月齋宛、『市史』六四四)。

(22) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』六八三)。

(23) 『盛岡藩 雑書』(第一巻、盛岡市教育委員会、盛岡市中央公民館編、熊谷印刷出版部、一九八六年)承応元年(一六五二)九月七日条に、「一、福岡御飯屋御作事、御家間数書付一通・大工日帳一通・御道具書付一」と記されている。南部領では、「御飯屋」(代官所)において代官が常駐・執務する建造物を一般的に「家」と表現していた。

(24) 『解題書目 木村文書』(五戸町教育委員会、一九七三年)六七の掲載写真より翻刻。

(25) 木村氏の代官職離任については、『盛岡藩 雑書』元禄十年正月十一日条に、「一、五戸 木村又助代 上山半右衛門」とある。

(26) 前掲『解題書目 木村文書』三九・延宝六年四月十二日「被遣知行替地之事」の掲載写真より翻刻。

(27) 「岩手県立図書館所蔵」慶安五年「御蔵入中之帳」。

- (28) 前掲『解題書目 木村文書』三〇・寛永二年極月二十五日・南部利康黒印状の掲載写真より翻刻。
- (29) 前掲注(一) 拙稿「不染斎俊恕書状(根城八戸家宛)の年代比定」二八―二九頁。
- (30) 「福士家系図」(『県史』六五〇)。
- (31) 「五戸館」から北東約1kmの場所に、「古館」(兔内館)がある(図1)。この「古館」について、中新井田村の五郎助は「慶長二年、兔内古館居住、館番ニテ長ク居ル」とされ、また当時「戸来治部殿」が「五戸村知行」とされている(前掲『五戸町誌』上巻、六六〇頁)。戸来氏(木村氏の惣領家)は、元和七年時(一六二二)に「兔内村」で二〇石七斗を知行しているため(『参考諸家系図』、慶長二年時、「戸来治部」(戸来治部少保秀)を知行主とする「兔内古館」は、新田村ではなく兔内村のうちに含まれていた)。
- (32) 「五戸館」の北向いにある「銀杏木」(図1)には、かつて木村氏の邸宅があったという伝承も存在する(『五戸町誌』上巻、五戸町、一九六七年、三一六―三一九頁)。このため、ここでは断定を避け、「新田館」を有力比定地として置くにとどめたい。
- (33) 青森県五戸町埋蔵文化財調査報告書第3集『五戸館遺跡』(五戸町教育委員会、一九九六年)一三頁。以下、「五戸館」の遺跡調査の結果については、同書による。
- (34) 前掲『五戸町誌』(上巻)三三〇頁より転載。
- (35) 東京大学史料編纂所所蔵。なお、本史料は、みちのく双書第十八集『新撰陸奥国誌』(第四巻、青森県文化財保護協会、一九六五年)に翻刻されている。
- (36) パンフレット『歴史みらいパーク 五戸町図書館 木村秀政ホール 五戸代官所』(五戸町図書館)掲載写真より作図。
- (37) 東北地方北部の中世城郭、または中世南部氏関連の城郭は、すべて掘立柱建物で、礎石建物は確認されていない。また、梁間二間の身舎をもつものが、中世城郭内の建物としては、古典的なものとされている(高島成侑「東北地方北部の中世城郭にみられる掘立柱建物跡について」『八戸工業大学紀要』第三巻、一九八四年、九四―九五頁、中村隼人「中世南部氏城館の特異性」『日本建築学会東北支部研究報告集計画系』第七八号、二〇一五年、一一七頁)。
- (38) 南部叢書第四冊『遠野古事記』(南部叢書刊行会、一九二八年、一一二頁)によれば、寛永四年(一六二七)の根城城主八戸直義の遠野村替後まもなくのこととして、中館・沢里の両「御家老衆の座敷にも畳無之」と記している。また、筆頭家老の新田家の場合は、邸宅内に「御成座敷」があり、「縁付の畳、常は箱え入れて蔵え入置、御成の時斗り敷候由」と記している。当主の御成と「畳」敷きは、セットであった。
- (39) 前掲『解題書目 木村文書』一八(慶長初期)十二月六日・南部利直覚の掲載写真より翻刻。
- (40) 「池野藤兵衛氏所蔵・木村文書」(『市史』六八五)。
- (41) 「岩手県立博物館所蔵・木村文書」(『市史』六九二)。
- (42) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』六九二)。
- (43) 「池野藤兵衛氏所蔵・木村文書」(『市史』六九三)。
- (44) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』六九七)。
- (45) 南部方言で「かみ(上)」とは、西の方角を意味する。
- (46) 青森県内の中世掘立柱建物について、梁間二間・桁行三間以上のもので、梁間二間の中央に棟持柱がある構造形式は、「蔵」に特徴的なものであるとされている(高島成侑「青森県内中世掘立柱建物跡の建築構造」『市川金丸先生古希記念献呈論文集―海と考古学とロマン』長尾印刷(株)、二〇〇二年、三二七頁)。土台を据えた新田村代官所の「蔵」は、近世的なものと考えられる。
- (47) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』七三六)。
- (48) 池上裕子氏により、「新宿」設立の政策的意図が、新しい伝馬負担地を創出することであったことが明らかにされている(『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、二五〇―二五四頁)。新田村の「町」も、伝馬制を維持するために新たに設置された宿駅(=新宿)であったことは明らかである。
- (49) 前掲『五戸町誌』(上巻)三一八頁。
- (50) 『高雲開創記録』(五戸町高雲寺所蔵、前掲『五戸町誌』上巻、六五八―六五九頁)によれば、慶長二年に「仍 御上意、下根岸高雲寺、五戸村江移」と記されている。
- (51) 「五戸町誌」(上巻)三一九頁。前掲『新撰陸奥国誌』(四三二頁)によれば、「銀杏木」には、慶長九年十一月四日に没した木村秀勝の墓石があったが、文政期に現高雲寺の側に移転させたとされている(秀勝の墓石は、現在でも高雲寺の共同墓地内に所在する)。
- (52) 「五戸館」が、東氏の旧「新田館」を転用したものとすれば、「銀杏木」「根岸」の旧町場は「新田館」の城下であったことになる。五戸川を挟み、居館と城下が分離している二元的構造は、戦国期城下町一般に共通する特徴である(小島道裕「戦国期城下町の構造」『日本史研究』二五七―一九八四年)。一方、居館と町場が統合された「五戸館」と館廻りの町場は、明らかに近世的構造をとっている。
- (53) 前掲『新撰陸奥国誌』四三二頁。
- (54) 岸昌一編『南部領宗教関係資料2 報恩寺末寺諸留』(岩田書院、二〇〇三年)

一〇六頁。

(55) 「五戸町図書館所蔵・木村文書」(『市史』六九九)。

(56) 『盛岡藩 雑書』寛永二十一年四月三日条に「五戸新田」の「新町」が記されているが、「新」の文字から、「大町」の後に成立した街区であることは明らかである。